

岩手県告示第346号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成23年5月17日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1）基本測量を実施する地域 県内全域
- （2）基本測量を実施する期間 平成23年5月9日から平成24年3月31日まで
- （3）実施する基本測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量）
- 2（1）基本測量を実施する地域 盛岡市、宮古市、大船渡市、花巻市、北上市、久慈市、遠野市、一関市、陸前高田市、釜石市、二戸市、奥州市、岩手郡岩手町、岩手郡滝沢村、紫波郡紫波町、紫波郡矢巾町、和賀郡西和賀町、胆沢郡金ヶ崎町、西磐井郡平泉町、上閉伊郡大槌町、下閉伊郡山田町、下閉伊郡岩泉町、下閉伊郡田野畑村、下閉伊郡普代村、九戸郡野田村、九戸郡洋野町及び二戸郡一戸町
- （2）基本測量を実施する期間 平成23年5月30日から同年11月30日まで
- （3）実施する基本測量の種類 基本測量（東北地方太平洋沖地震に伴う高精度三次元測量）